

平成28年10月18日

各チーム代表者 各位

一般社団法人 石川県サッカー協会
会長 西尾 眞友

サッカー行事参加に伴う移動に関する注意喚起

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本協会の活動に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各種報道でご存知の通り、先般、本県珠洲市緑丘中学校野球部員を乗せたマイクロバスが大会参加のための移動時に、のと里山海道において衝突事故に遭い、2名の中学校1年生が死亡、ほか17名の選手らが重軽傷を負うという痛ましく悲しい事故がありました。

サッカー界においても、2007年12月に起きた、埼玉県でのマイクロバスの事故が記憶に残り、以後のバス使用の教訓になっているところです。(少年のサッカーチームが競技会からの帰途、マイクロバスのドアが運転中に開き、1人が転落して死亡した事故)

県内のサッカーチームもチーム所有のマイクロバスなどで移動している現状は数多く見られ、他人事ではありません。

こうしたマイクロバスの事故では、運転手がチーム指導者や保護者などの関係者であることがほとんどです。どれだけ熱心に指導や応援をしていたとしても、事故を起こし、尊い命を失ってしまっただけでは、取り返しがつきません。

県サッカー協会としても2007年の事故後、注意喚起の文章は掲載しておりましたが、今回の事故を受けて改めて移動の際の安全性に配慮いただき、事故を未然に防ぐために、注意喚起をお願いするものです。

石川県サッカー協会所属のチームにおかれましては、事故のない安全な移動のため、下記注意事項を厳守していただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

【注意事項】

1. 移動は、可能な限り公共交通機関やプロが運転する移動手段を利用すること。
2. やむを得ない事情により、チーム関係者がバスや乗用車等を運転する場合は、運転者は次の事項に留意すること。
 - (1) 交通法規を守り、以下の点には特に留意すること
 - ① 飲酒運転は絶対にしない
 - ② 常に安全運転をする（スピードの出し過ぎや、無理な追い越し等をしない）
 - ③ 乗車の際は、常時全員に必ずシートベルトを正しく着用させる
 - (2) 体調管理に十分気をつけ、体調が悪い時には運転をしない
 - (3) 初心者や運転が未熟な者は、運転をしない
 - (4) 渋滞等を想定し、余裕のあるスケジュールを組む
 - (5) 長時間の運転をせず、定期的に休憩を入れるか又は複数名で運転を交代する
3. 料金を徴収（ガソリン代など実費を応分負担する場合も含む）して乗車させることは、事業用自動車（緑ナンバー）しか認められておらず、かつ第二種免許が必要となることに留意すること。

以上